

國名	年次	百人當疾病件數		百人當疾病日數		一件當疾病日數	
		男	女	男	女	男	女
威諾	一九二七年	三八・〇 <small>件</small>	三四・〇 <small>件</small>	七六〇・〇 <small>日</small>	一、〇〇一・〇 <small>日</small>	二〇・〇 <small>日</small>	二九・五 <small>日</small>
	一九二八年	三四・〇	三二・〇	七三九・〇	一、〇二四・〇	二一・六	三一・七
塊地	一九〇〇年	五二・二	四四・六	八七〇・〇	八六〇・〇	一六・七	一九・四
	一九〇一年	五三・八	四二・四	九三〇・〇	八四〇・〇	一七・二	一九・八
	一九〇五年	五六・七	四三・六	九四〇・〇	八五〇・〇	一六・六	一九・五
獨逸	一九二四年	四七・二	三九・五	一、一三〇・一	一、一一四・三	二三・九	二八・二
	一九二五年	五六・〇	四六・〇	一、二九一・〇	一、二八九・〇	二三・一	二八・〇
	一九二六年	四九・四	四〇・四	一、二二六・一	一、一六五・九	二四・八	二八・九
	一九二七年	五八・六	四八・三	一、二九九・一	一、二七六・八	二二・二	二六・四
一九二八年	六〇・二	四九・三	一、三七七・六	一、三三五・二	二二・九	二七・一	

備考 各國の疾病保險年報に依る。

年齢別疾病表

年 齡	キンコリン氏表	モーゼル氏表	ゼンス氏表	塊地利表	英國リアクテユ表
一六歳	六・三二	六・八七	六・六四	七・六	六・五七

三三歳	六・一六	六・六五	六・六四	七・八	六・四四
三二歳	六・〇二	六・三六	六・四五	七・九	六・二一
三一歳	五・八九	五・九〇	六・二九	八・二	五・九四
三〇歳	五・七八	五・三九	六・二九	八・三	五・七〇
二九歳	五・七八	五・二七	六・二九	八・四	五・九六
二八歳	五・六八	六・〇五	五・九一	八・五	五・八六
二七歳	五・六八	六・二七	五・七〇	八・四	五・九六
二六歳	五・九〇	六・四八	五・七〇	八・三	六・〇七
二五歳	六・〇三	六・八四	六・一一	八・七	六・二〇
二四歳	六・一七	六・八四	六・二九	八・八	六・五〇
二三歳	六・三三	六・九四	六・四五	八・九	六・六九
二二歳	六・五一	七・一二	六・六四	九・〇	六・八八

年	齡	キンコリン氏表	モーゼル氏表	ゼンス氏表	埃地利表	英國リアクチエ表
六	〇	六・七〇	七・二四	六・八四	九・二	七・〇八
五	一	六・九〇	七・三六	六・九五	九・三	七・三〇
四	二	七・一二	七・四九	七・一〇	九・四	七・五一
三	三	七・三六	七・六三	七・二九	九・六	七・七三
二	四	七・六一	七・七八	七・四五	九・八	七・九四
一	五	七・八八	七・九六	七・六〇	一〇・一	八・一六
〇	六	八・一六	八・一八	七・七五	一〇・三	八・四一
九	七	八・四五	八・四六	七・九五	一〇・六	八・七一
八	八	八・七六	八・八二	八・二二	一〇・九	九・〇三
七	九	九・〇九	九・二七	八・四七	一一・二	九・三八
六	〇	九・四三	九・八二	八・七〇	一一・五	九・七七
五	一	一〇・一六	一〇・四一	九・一五	一二・二	一〇・一四
四	二	一〇・五五	一一・〇二	九・六〇	一二・五	一〇・五五
三	三	一一・三三	一二・二八	一〇・七七	一三・九	一一・四七
二	四	一二・二五	一三・五九	一一・四五	一四・二	一二・〇三
一	五	一二・八〇	一四・二〇	一二・二〇	一四・七	一二・五九
〇	六	一三・一八	一四・八四	一二・九〇	一五・八	一三・八五
九	七	一三・七二	一五・四八	一三・六七	一六・二	一四・五二
八	八	一三・九一	一六・一二	一四・四六	一六・五	一五・二五
七	九	一三・九九		一五・三四		

備考 Compulsory Sickness Insurance (International Labour Office) に依る。

七	〇	一四・二〇	一六・七六	一六・二〇	一六・九	一六・〇四
六	一	一四・七二	一七・四〇	一七・〇〇	一七・七	一六・八六
六	二	一五・二六	一八・〇四	一七・七〇	一八・五	一七・七〇
六	三	一五・八一	一八・六八	一八・四八	一九・〇	一八・五五
六	四	一六・三八	一九・三二	一九・二六	一九・八	一九・三八
六	五	一六・九七	一九・九六	一九・九五	二〇・六	二〇・二六
六	六	一七・五七	二〇・六一	二〇・七四	二一・二	二一・一四
六	七	一八・一八	二一・二六	二一・八〇	二一・九	二一・九四
六	八	一八・八一	二一・九二	二二・五〇	二二・六	二二・九二
七	九	一九・四六	二二・五九	二二・八〇	二三・二	二三・七二

英國マンチエスター友愛組合の疾病統計

年	齡	被保険者百人 當疾病人員	被保険者一人 當疾病日數	患者一人當平 均疾病日數	年	齡	被保険者百人 當疾病人員	被保険者一人 當疾病日數	患者一人當平 均疾病日數
一五	一〇	二八・六六	六・四二	二二・四〇	五五	一〇	二二・七〇	二八・一七	八三・五八
二〇	一五	二四・四五	六・二八	二五・六九	六〇	一五	三九・八一	四四・一四	一一〇・八八
二五	二〇	二三・四九	六・六九	二八・四九	六五	二〇	四九・二一	七四・〇六	一五〇・五七
三〇	二五	二三・六二	七・四六	三一・五七	七〇	二五	六〇・六〇	一一一・七九	二〇〇・九七
三五	三〇	二四・〇八	八・八五	三六・七五	七五	三〇	七三・一八	一七六・一〇	二四〇・五二
四〇	三五	二五・四八	一一・〇九	四三・五四	八〇	三五	八五・一五	二二七・七〇	二六五・三〇
四五	四〇	二七・〇六	一三・九〇	五一・三八	八五	四〇	九四・〇一	二五五・七九	二七二・〇九
五〇	四五	二九・五一	一九・二三	六五・一七	以上				

都 邑 別	中 都 市 (人口五 以上萬)		小 都 市 (人口二 以上萬)		都會地 隣接町 村	普 通 農 村	漁 村	山 村	計
	計	生 活 度	計	生 活 度					
調査世帯數	四、七〇八	一、一八五	七、二二四	二、二四七	七、二二五	一、〇三〇	六、二〇〇	七、二二二	四、七〇八
調査人員	二、八三〇	一、〇〇〇	四、一四一	一、四一〇	四、一四五	一、〇一九	三、一七一	四、一四一	二、八三〇
無病人員	一、三三七	一、五八七	二、一七三	一、三六〇	二、一七三	一、九二九	一、六六五	一、八七五	一、三三七
疾病件數	一、五七四	一、四五六	二、四八八	一、九八七	二、四八八	三、一〇〇	一、九〇〇	二、六八八	一、五七四
無病人員ノ調査人員ニ對スル割合	四四・七	四四・四	四四・三	四四・六	四四・三	四四・七	四四・四	四四・三	四四・四
調査人員一人當疾病件數	五・五	五・四	五・五	五・四	五・五	五・四	五・五	五・五	五・五

備考 一、生活程度欄のAとは月収百二十圓内外、Bとは月収八十圓内外、Cとは月収四十圓内外のものを示す。
 二、本調査は昭和八年社會局調にして醫師、齒科醫師の外、接骨業者に依る治療費其他の方法に依る治療件數をも含む。
 生活程度別に調査人員一人當疾病件數を觀るに都邑の別なく、其の差は僅であるが生活程度高きもの程其の割合高く生活程度の低くなるに従ひ其の割合は減少して居る。

五、貧困と疾病

(一) 貧困原因としての疾病

貧困は諸種の原因が錯雜綜合して、貧困なる現象を惹起するものであつて、之が真相を適確に探究する事は困難であるが、疾病が重要な原因たる事は略々明かである。

「被救護者に関する調査」に現れたる貧困原因

原因	原因數	割合	内		譯	
			原因數	割合	原因數	割合
一、個人的原因	一一一	二九・五二%	疾病	四六	四一	一・〇六%
			無病	二八	三	八〇
			放蕩	一八	一	二七
			老衰	五	一	二七
			不具	五	一	二七
			疾病	四六	四一	一・〇六%
			無病	二八	三	八〇
			放蕩	一八	一	二七
			老衰	五	一	二七
			不具	五	一	二七
			疾病	四六	四一	一・〇六%
			無病	二八	三	八〇
			放蕩	一八	一	二七
			老衰	五	一	二七
			不具	五	一	二七

原因	原因數	割合	内		譯			
			原因數	割合	原因	原因數	割合	
二、職業上ノ失 敗及借財	五一	一三・五六%	商業失敗 失業	二五 一六	六・六五% 四・二五	借財 家政拙劣(妻)	一 一	二七 二七%
三、家族的原因	一〇〇	二六・五九	扶養者死亡 家族疾病又ハ死 系類多シ	四三 三四 一九	一一・四三 九・〇四 五・〇五	世帯主失踪 扶養者ノ能力消 滅	三 一	・八〇 ・二七
四、社會的原因	九七	二五・八〇	労働需要缺乏 勞金低下	五三 三三	一四・一〇 八・七八	機械工業ノ競争 物價騰貴	九 二	二・三九 ・五三
五、自然原因	一七	四・五三	水害又ハ火災	一〇	二・六七	其他	七	一・八六
計	三七六	一〇〇・〇〇						

右の表は東京市社會局の調査に依るもので昭和九年七月一日より昭和九年十二月三十一日迄六ヶ月間に亘り東京市品川區第一方面、荏原方面、目黒第一方面、澁谷區第一方面、淀橋區第四方面、豊島區第一方面、王子區第一方面、荒川區第二方面、向島區第三方面、城東區第二方面等比較的要保護世帯を多く有し、且舊市域に近接する方面區を調査したもので調査の客體は救護法の居宅救護に依る被救護世帯二百世帯を選定して之を行つたものである。之に依ると「疾病」は「労働需要缺乏」に次ぎ第二位を占みて居る。

次に千葉縣社會事業協會の調査に依る同縣浦安町に於ける漁村社會状態調査に現れたる貧困原因に就て見れば、「収入の寡少」極めて高率であるが、「疾病」は「家族多數」に次ぎ第三位を占めて居る。

原因	原因數	割合	原因	原因數	割合
死亡	二八	二・九%	失業	一七	一・七%
疾病	六四	六・六%	老衰	二九	二・九%
怠惰	九	一・〇%	變奇	九	一・〇%
浪費	一七	一・七%	飲酒	一八	一・八%
惡習	七	〇・七%	収入寡少	五八四	六〇・二%
計			計	九七〇	一〇〇
			家族多數	一五五	一六・〇%
			負債	三三	三・五%

備考 本調査は昭和八年七月一日より同月十二日の間に浦安町に於て行はれたるもので、調査の對象となれるものは、原則として昭和六年度に於ける同町の戸數割五圓以下を納むる一、二、〇四世帯である。

更に大阪府社會課に於て昭和五年八月五日より十二月末日迄の間に、大阪府方面委員設置區域の内五十八方面に亘り方面カード第一種及第二種に登録せられてゐる約一萬世帯に就て、其の生活状態を踏査したるもの、中、正確なる調査を得たるもの大阪市内八、四五五世帯、堺市内三六五世帯、岸和田市内八十三世帯に就て集計したるものを掲ぐれば左表の通りである。

而して此の調査は被調査者の申告に基いて調査者が彼等と種々問答する間に、貧困に陥りたる原因と認むべき事項を發見し、各世帯毎に最も主要な原因と認めらるゝ事項を第一原因とし、二個以上の原因が相集り貧困に陥つた世帯はその原因の主要なる事項より第一、第二、第三、第四、第五となし分類したのである。

貧困原因	第一原因	第二原因	第三原因	第四原因	第一原因百分比
家族過多	世帯主ノ無キ爲	扶養者ノ無キ爲	不扶養者ノ無キ爲	世帯主ノ家出	1.4%
世帯主ノ家出	家族ノ家出	職業ノ衰微	其ノ他ニ原因セルモノ	計	1.5%
計	365	51	22	68	100.0%

岸和田市

貧困原因	第一原因	第二原因	第三原因	第一原因百分比
世帯主ノ疾病	世帯主ノ疾病	家族ノ疾病	不慮ノ弱病	24.1%
老弱ノ弱病	多産ノ弱病	失業ノ弱病	業務ノ弱病	6.0%
計	13	13	14	100.0%

世帯主ノ過亡	世帯主ノ多亡	忘情ノ多亡	家族ノ多亡	扶養者ノ多亡	家無キノ多亡	不具ノ多亡	其ノ他ノ多亡	計
1	6	4	3	1	1	1	1	18
1.2%	19.3%	4.8%	3.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	100.0%

一九一八年オハイオ洲の健康及老齡保險委員に於て救食院の入院者一六〇八人に就き其の生計不能の主なる原因を調査せる結果に依れば疾病が第一位で總數の三割を占めてゐる。

原因別	實數	百分率	原因別	實數	百分率
疾病	482	30	狂	107	7
制	468	29	低	96	6
節	187	12	老	90	5
浪	178	11	計	1608	100

右の諸例に依り貧困と疾病の相關關係が看過することの出来ない一つの社會的事實であることが判るのである。

(二) 細民の疾病率

所謂カード階級の健康状態を見る爲め、東京市及京都市に於て調査せるものを掲ぐれば次の如くである。

東京市要保護者健康状態調

種別	實數		計	百分		平均
	男	女		男	女	
調査人員	二一、〇八二	二、〇六九	二三、一五一	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%
健康者	一八、八六五	一、七〇六	二〇、五七一	八九・五%	八二・五%	八八・九%
不健康者	二、二一七	三六三	二、五八〇	一〇・五%	一七・五%	一一・一%
疾病者	一、二四六	一八〇	一、四二六	五・九%	八・七%	六・二%
虚弱者	六三七	一〇八	七四五	三・〇%	五・二%	三・二%
不具癡疾	二二四	二二	二四六	一・〇%	一・一%	〇・六%
精神耗弱	二六	三	二九	〇・一%	〇・一%	〇・一%
老衰病	一六五	四六	二一一	〇・八%	二・二%	〇・九%
精神病	一九	四	二三	〇・一%	〇・二%	〇・一%

右は昭和八年十月一日現在に依り要保護者の健康状態を調査せるものである。茲に要保護者とは左記の者を謂ふのである。

世帯員數	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	九人	一人以上
収入月額	一五円	二五円	三五円	四五円	五〇円	五五円	六〇円	六五円	七〇円	七五円以下

京都市要保護者健康状態調

種別	實數		計	百分		平均
	男	女		男	女	
調査人員	一六、一一九	一六、八六二	三二、九八一	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	〇〇・〇%
健康者	一三、二三八	一一、七九一	二五、〇二九	八二・一%	八一・八%	八一・九%
不健康者	二、八八一	三、〇七一	五、九五二	一七・九%	一八・二%	一八・一%
疾病者	一、三四六	一、一六〇	二、五〇六	八・四%	六・九%	七・六%
虚弱者	一、一六二	一、二七八	二、四四〇	七・二%	七・六%	七・四%
不具癡疾	二〇〇	二一〇	四一〇	一・二%	一・二%	一・二%
精神耗弱	八九	一二七	二一六	〇・六%	〇・七%	〇・七%
老衰病	八四	一六六	二五〇	〇・五%	一・〇%	〇・八%
精神病	一	一三〇	一三〇	〇・一%	〇・八%	〇・四%

右は昭和七年六月十日現在に依り本府方面カード第二種に準ずる世帯の左表の如く所謂一ヶ月生活費四十圓以下の八、〇四六世帯に付て調査せるものである。

現在世帯人員	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人以上
一ヶ月生活所要費	一圓以下	一八圓以下	二五圓以下	三〇圓以下	三五圓以下	四二圓以下	四五圓以下

以上二大都市の細民の疾病率を見るに、固より調査の時期を異にし且つ調査の標準、方法も異なるものあ

るに依り直ちに比較することを得ざるものあるも東京市の疾病率は、百人に付六・二、京都市の疾病率は、百人に付七・六である。

以上は一定時期に於ける所謂瞬間的の疾病率であるが、次表は恩賜財團濟生會が東京市カード階級者五百八十二世帯、其の世帯人員三千三百九十一人に就て昭和九年一月一日より同年十二月三十一日に至る満一ケ年間継続的に其の疾病状態を調査したるもので醫師の手當を必要とする程度の疾病を調査の範囲としたものである。即ち醫師の手當を受くるか、賣藥を用ふるか又は何等の手當を講せざるも、それが爲に自己の業務を休んだものを疾病と看做したものである。

調査の方法は専ら本會病院、診療所配屬の巡回看護婦をして毎月一回以上被調査世帯を訪問の上調査「カード」に記載せしめたものなるが勿論本會患者の所屬世帯のみの調べでは無い。猶ほ左記成績表の疾病回数並に疾病日数の計算は主病を計算し兼症は大體考慮に入れず病名の如何、病氣数の多寡に拘らず、被調査者が實際罹患した日数を計上したものである。例へば、或る細民が一月一日より十二月末日までにトラホームを病み続け、更にこの患者が冬期に感冒を十日間、夏期に胃カタルを十五日間患ひたる場合は疾病回数三回、疾病日数は三百九十日とせず單に三百六十五日として計算したものである。

自昭和九年一月一日
至同 年十二月末日 細民罹病狀況調査 (濟生會)

區別	世帯數	世帯人員		疾病		病		調査人員一人當	
		健康者	罹病者	罹病回数	罹病日數	罹病一回ニ對スル罹病日數	罹病回数	罹病日數	
芝	二	一〇	一五	三〇	一五、二四五	九三	七二	〇・七	
麻	二	三	六	三	七、六三	六三	三二	〇・八	
深	三	三	六	三	五、二六	六〇	二〇	〇・九	
本	三	三	六	三	三、三〇	六〇	二〇	〇・九	
浅	三	三	六	三	二、三〇	六〇	二〇	〇・九	
下	三	三	六	三	二、三〇	六〇	二〇	〇・九	
牛	三	三	六	三	一〇、五〇	八三	二九	〇・三	
小	三	三	六	三	三、三〇	六〇	二〇	〇・九	
四	一	三	六	三	三、三〇	六〇	二〇	〇・九	
荒	一	三	六	三	七、七二	九八	三二	〇・三	
城	一	三	六	三	一、九六	六〇	二〇	〇・九	
王	一	三	六	三	二、三〇	六〇	二〇	〇・九	
計	二〇	六〇	一〇〇	二〇	一七、五八	一四〇	四七	〇・五	

右に依れば一人當平均疾病回数は〇・七一で、疾病日数は四六・四七である。

猶ほ右の調査を完了した五八二世帯中満一ケ年間一人以上罹病者ありしもの五四八世帯(九四・二)で家族全員無病息災で通したものは三十四世帯(五・八)である。又全人員三、三九一人中満一ケ年間に一回以上病氣したもの一、六三三人(四八%)で無病息災で暮した者が一、七五八人(五二%)である。

以上に依り細民の健康状態は、疾病回数必ずしも著しく高いとは謂へないけれども、疾病日数は著しく高いのである。之は肺結核、トラホーム等の如き長期疾病に基因するものではないかとも思はれる。

滿一ヶ年の罹病者の病類別

病名	人員	病名	人員	病名	人員
肺結核	一六人	結膜炎	一人	胃潰瘍	一人
腹膜炎	三人	角膜炎	一人	慢性胃カタル	一人
肋膜炎	一人	中心性網膜炎	一人	腹水病	一人
脊髄炎	三人	耳中漏	一人	心臓弁膜症	一人
脊髄カリエス	二	卒中心症	一人	便秘及關節炎	一人
骨盤カリエス	二	動脈硬化症	一人	骨髄炎	一人
腰推カリエス	一	精神衰弱症	三人	梅毒疹	一人
結核性骨膜炎	一	神經衰弱症	五	アルコール中毒	一人
肺門淋巴腺炎	一	癲癇痛	一	老傷(餘病手當中)	二人
膜炎	一	顔面神經麻痺	四	外傷	一人
胸息	一	小計	四九	脚氣	一人
トトラホーム計	一九	慢性腎臓炎	二	合計	一九
		合計	一九		一〇六

備考 右表は東京市カード階級者五八二世帯に付昭和九年中の事實を濟生會に於て調査せるものである。

(三) 失業者の疾病

我國に於ては、失業者の疾病統計の資料少なきを遺憾とするが、参考の爲社會局に於て失業者の疾病の狀態に在るものに付昭和七年十月一日現作で調査したるものに依ると左の如くである。

失業者疾病率

年齢	知識階級者		工場及交通労働者被解雇者	
	調査人員	非健康者	調査人員	非健康者
二十歳以下	一、一八〇人	五%	四六一人	四・一二%
二十一—二十五歳	五、二二五	二・八	九三九	二・七七
二十六—三〇歳	八、三〇一	四・四	一、〇二八	二・六三
三十一—三十五歳	九、七二九	七・九	一、一二二	二・九四
三十六—四十歳	九、〇七〇	八・三	一、〇〇四	三・〇九
四十一—四十五歳	七、七〇五	八・九	八〇九	三・八三
四十六—五十歳	五、五六六	七・五	六五四	三・八二
五十一—五十五歳	三、七四四	六・一	五八五	六・三一
五十六—六十歳	二、〇五〇	四・四	三五三	二・二七
六十一歳以上	九七三	一・九	一六八	八・九三
計(平均)	五三、五四三	五・二七	七、一二三	三・五四

備考 一、本表の非健康者とは常識的に見て病氣の状態にあるものを謂ふも一時的の疾病例へば輕微なる風邪又は腹痛等は之を健康者と看做し不具者も労働可能のものは之を健康者と看做したものである。

二、本表は昭和七年十月一日より十二月末日までに實地調査せるものにして六大都市に居住する日傭労働者、知識階級者、工場労働者及交通労働者の失業者に付社會局に於て調査せるものである。

右は瞬間的の調査であるから之れ丈を以て速断することは避くべきであるけれども、就業登録済の者及就業登録の申込を爲したる日傭労働者、知識階級者の疾病率は比較的低いことが判る。之れは労働能力と労働意志を有つて居るものであるから比較的健康者が多いのであるが、工場労働者と交通労働者は解雇せられたる者の調査であつて、労働能力と労働意志の有無の如何に拘らず解雇せられたる關係に置かれたる者で中には疾病の爲めに解雇せられたるものもあるべきに依り、疾病率は著しく高いものと想像せられる。猶ほ参考の爲め以上の家族の疾病率を左に掲載することとする。之れに依ると知識階級者、日傭労働者の方は工場労働者、交通労働者の方より寧ろ高いことが判る。

失業者家族の疾病率

年 齢	知識階級者、日傭労働者(登録者)ノ家族		工場、交通、労働者被解雇者ノ家族	
	調査人員	非健康者	調査人員	非健康者
七 歳 以 下	二六、〇五七 ^人	二七〇 ^人	五、三四二 ^人	四八 ^人
十 四 歳 以 下	二〇、一〇三	二六三	四、四三三	三九
六 十 歳 以 下	四〇、四三五	一、七三〇	一〇、九八一	三五一
六 十 一 歳 以 上	二、八七一	三〇九	八七九	一二五
計 (平均)	八九、四六六	二、五六二	二一、六三五	五六三
				非健康率
				一・〇四%
				一・三一%
				四・二五%
				一・〇八%
				二・八六%
				九・〇%
				八・八%
				二・〇%
				四・二%
				二・六〇%

第二部 醫療機關に關する資料

第二部 醫療機關に關する資料

一、診療機關の數並分布

我國に於ける診療機關は之れを經營の目的、設備の程度に依り區別し列擧すれば、官立病院、公立病院、私立病院（收容人員十人以上）、病院に非ざる診療所、傳染病院、施療病院、結核病院、精神病院、癩療養所等を擧げる事が出来る。衛生局の調査に依れば其の數左の如くである。

種別	昭和六年末	昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末
官立病院	一五	一五	一五	一五	一五	一五
公立病院	八二	八七	八八	一〇二	一〇一	一一五
私立病院	二、一六	二、三五〇	二、四五二	二、七二五	二、八一	二、八八七
病院ニ非ザル一般診療所	?	?	?	三五、〇一四	三五、七七二	三六、三八四
同齒科診療所	?	?	?	一七、二〇〇	一八、〇六六	一八、八八八
施療病院	三七	三六	三五	三〇	三四	?
結核病院	六一	六九	七六	九一	一〇六	?
精神病院	九六	一〇〇	一〇〇	一三〇	一四三	?
癩療養所	一三	一四	一五	一四	一五	?

種別	昭和六年末		昭和七年末		昭和八年末		昭和九年末		昭和十年末		昭和十一年末	
	傳染病病院	隔離病舎隔離所	傳染病病院	隔離病舎隔離所	傳染病病院	隔離病舎隔離所	傳染病病院	隔離病舎隔離所	傳染病病院	隔離病舎隔離所	傳染病病院	隔離病舎隔離所
傳染病病院	一、二六八	三、六九一	一、二六〇	三、九四一	一、二六一	四、〇六二	一、二八六	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四	一、二九四
隔離病舎隔離所	七、六三八	七、五五六	七、五五六	七、四七二	七、四七二	七、三二七	七、三二七	七、一八七	七、一八七	七、一八七	七、一八七	七、一八七
計	八、九四八	一一、三八二	八、八一六	一一、九一三	八、七三三	一一、三八九	八、六一九	八、六一九	八、六一九	八、六一九	八、六一九	八、六一九

(一) 官立病院及公立病院

官立病院は其の數一五にして全部大都市に在る。公立病院は總數一一五の中市部に在るもの六四、町に在るもの四四に對し村に在るもの僅に七にして、且つ其の設備は收容定員十人以上三十人未満の小規模のものである。

種別	昭和六年末		昭和七年末		昭和八年末		昭和九年末		昭和十年末		昭和十一年末	
	收容定員十人以上	收容定員三十人以上	收容定員十人以上	收容定員三十人以上	收容定員十人以上	收容定員三十人以上	收容定員十人以上	收容定員三十人以上	收容定員十人以上	收容定員三十人以上	收容定員十人以上	收容定員三十人以上
市	一	七	一	八	一	一	一	一	一	一	一	一
町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七

(二) 私立病院

私立病院は總數二、八八七にして公立病院に比し其の數多きも、村に在るものは收容定員百人以上のもの僅に七、五十人以上のもの二五、三十人以上のもの三五、十人以上のもの一九八、計二六五に對し、町に於ては七九七、市に於ては一、八二五の多きに達して居る。更に病院數と人口の割合に付て見るに、昭和十年末に於て市に於ては一病院當人口約一三、〇〇〇人(人口十萬人に付八病院)、町に於ては一病院當人口一八、〇〇〇人(人口十萬人に付六病院)、村に於ては一病院當人口一一三、〇〇〇人(人口十萬人に付一病院)の割合にして病院の分布は如何に都市に偏して居るか判る。

種別	昭和十年末		昭和十一年末		昭和十一年末		昭和十一年末		昭和十一年末			
	收容定員十人以上	收容定員三十人以上	收容定員十人以上	收容定員三十人以上	病院數	一病院當人口	人口十萬人に付病院數	收容定員十人以上	收容定員三十人以上	病院數	一病院當人口	人口十萬人に付病院數
市	一	二	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一
町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	四	三	四	三	三	三	三	四	三	三	三

私立病院を診療科別に觀察すれば、一般病院一、六一五最も多く總數の五割六分を占め、内科二九一(一〇%)産婦人科病院二七〇(一〇%)之れに次ぎ其の他外科病院二六九(一〇%)眼科一七九(六%)等主なるものである。

更に診療科別病院數を市町村別に觀れば各種病院共大部分は市に在りて、町に於ては一般病院五八三を最大とし他は總て七〇未満にして、皮膚花柳病泌尿生殖器科病院三最も少なく小兒科病院四之に次ぐ。村に

於ては一般病院一八三最も多く他は總て三〇未満にして小兒科は存在しない。

診療科別私立病院數

種別	實數			百分比					
	市	町	村	計	百分比	市	町	村	計
一般	八四九	五八三	一八三	一、六一五	五六	五三	三六	一一	一〇〇
內科	二〇七	六三	二一	二九一	一〇	七一	二二	七	一〇〇
外科	二一三	四〇	一六	二六九	九	七九	一五	六	一〇〇
小兒科	六三	四	一	六七	二	九四	六	一	一〇〇
眼科	一一一	四三	二五	一七九	六	六二	二四	一	一〇〇
産婦人科	二〇六	四九	一五	二七〇	〇	七六	一八	六	一〇〇
皮膚花柳病泌尿科	七	三	二	一二	三	九三	四	三	一〇〇
生殖器科	七	三	二	一二	三	九三	四	三	一〇〇
耳鼻咽喉科	九三	一二	三	一〇八	四	八六	一一	三	一〇〇
齒科	一	一	一	三	一	〇〇	一	一	一〇〇
其他	五	一	一	七	一	〇〇	一	一	一〇〇
計	一、八二五	七九七	二六五	二、八八七	一〇〇	六三	二八	九	一〇〇

(三) 病院に非ざる診療所

(イ) 一般診療所

此處に一般診療所とは齒科診療所以外の收容定員十人未満の入院設備を有するもの及入院設備を有せ

ざる診療所を謂ふ。其の總數三六、三八四にして、内市に在るもの一五、九七二、町に在るもの八、五八六、村に在るもの一一、八二六である。人口と診療所數との割合を示せば昭和十年末に於て一診療所當市に於ては一、四五八人、町に於ては一、六六六人、村に於ては二、七四九人、平均一、九三六人にして、此處に於ても亦診療機關の都會地偏在を示して居る。

種別	昭和十一年末 診療所數	昭和十年末	
		診療所數	人口一萬人ニ付診療所數
市	一五、九七二	一五、四八九	一、四五八
町	八、五八六	八、三九九	一、六六六
村	一一、八二六	一一、八八四	二、七四九
計	三六、三八四	三五、七七二	一、九三六

(ロ) 齒科診療所

齒科診療所數は市には一〇、二三〇、町には五、三八四、村には三、二七四、計一八、八八八である。一般診療所の分布に比し更に都市集中の度は大である。即ち昭和十年末に於て一診療所當人口は、市に於ては二、三二一人、町に於ては二、七一八人なるに對し村に於ては一〇、三八六人の多きに達して居る。

種別	昭和十一年末 診療所数	昭和十一年		人口一萬人ニ付診療所数
		診療所数	一診療所當人口	
市ニ在ルモノ	一〇、二三〇	九、七七三	二、三一一	四
町ニ在ルモノ	五、三八四	五、一四七	二、七一一	四
村ニ在ルモノ	三、二七四	三、一四六	一〇、三八六	一
計	一八、八八八	一八、〇六六	三、八三三	三

(四) 特殊診療機關 (昭和十年末現在)

其の他の特殊診療機關としては、施療病院三四、精神病院一四三、結核病院一〇六、癩療養所一五、傳染病病院一、二九四ありて、傳染病病院以外は其の數少く左記の如く都市に多く村に少き傾向を示して居る。

種別	施療病院	精神病院	結核病院	癩療養所	傳染病病院
市ニ在ルモノ	三一	七六	四八	三	一一九
町ニ在ルモノ	二	一八	三〇	四	一七五
村ニ在ルモノ	二	四九	二八	一	一七五
計	三四	一四三	一〇六	一五	二九四

以上の各種診療機關を地方別に示せば左表の如くである。

道府縣別診療機關 (昭和十一年末現在)

道府縣別	公立病院			私立病院			病院ニ非ザル一般診療所			病院ニ非ザル齒科診療所			合計		
	市	町	村	市	町	村	市	町	村	市	町	村	市	町	村
北海道	三	七	二	一三	一	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一
青森	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩手	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮城	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
秋田	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山形	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茨城	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
群馬	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東京	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
富山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
石川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福井	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山梨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

道府縣別診療機關 (續) (昭和十年末現在)

道府縣別	傳染病院			隔離病舎			隔離所		
	市	町	村	市	町	村	市	町	村
北海道									
青森									
岩手									
宮城									
福島									
茨城									
群馬									
埼玉									
千葉									
東京									
神奈川									
新潟									
富山									
石川									
福井									
計	三	一六	二〇	二	一七	二〇	一	一七	二〇

道府縣別	傳染病院			隔離病舎			隔離所		
	市	町	村	市	町	村	市	町	村
山梨									
長野									
岐阜									
靜岡									
愛知									
三重									
滋賀									
京都									
大阪									
兵庫									
奈良									
和歌山									
鳥取									
島根									
岡山									
廣島									
山形									
徳島									
香川									
愛媛									
高松									
福岡									
佐賀									
長門									
計	一	一三	一七	一	一七	二〇	一	一七	二〇

道府縣別	傳染病院		隔離病舎		隔離所	
	市	町村設立	市	町村設立	市	町村設立
長崎	二	一一	九〇	九〇	一	一
熊本	一	一九	三〇七	三〇七	一	一〇
大分	一	二七	一七五	一七五	一	一〇
宮崎	二	二七	二二	二二	一	一〇
鹿児島	一	一七	九五	九五	一	一〇
沖繩	一	一	四	四	一	一〇
計	一二	一〇七	七、〇七〇	七、一七七	六	七〇

二、病床數

診療機關の有する病床數は昭和九年四月一日現在社會局調査に依れば、傳染病院、隔離病舎、隔離所の數六、八一五其の病床數八一、五五一床、其の他病床を有する一般診療機關一〇、五五四其の病床數は一三九、八二八床にして、人口一萬人に付前者は一二・三二床、後者は二一・一二床となつて居る。

病床數を都邑別に觀察すれば傳染病々床は町村に多く存住し、其の他の病床は都會地に集中して居る。後者に付其の分布狀況を見るに、大都市には六三、二八八床(人口一萬人に付四〇床)、中都市には一六、四九〇床(人口一萬人に付五四床)、小都市には一五、二二六床(人口一萬人に付四一床)にして都市には九五、〇〇四

床(人口一萬人に付四二床)なるに對し、都會隣接町村には三、九二五床(人口一萬人に付き八床)、農村には三、四、七九五床(人口一萬人に付一一床)、漁村には四、四九三床(人口一萬人に付一二床)、山村には一、六一一床(人口一萬人に付五床)にして都會地以外には四四、八二四床(人口一萬人に付一〇床)となつて居る。

種別	病床數		人口一萬人に付
	傳染病々院、隔離病舎及隔離所	其の他一般診療ニ使用セラル、モノ	
大都市	一〇、六四一	六三、二八八	四七・〇九
中都市	三、〇〇〇	一六、四九〇	六三・二四
小都市	四、三八一	一五、二二六	五二・三七
都會隣接町村	五、八三七	三、九二五	二一・〇二
普通農村	四七、五六四	三四、七九五	二五・九三
漁村	五、二五二	四、四九三	二五・六三
山村	四、八七六	一、六一一	一八・七二
計	八一、五五一	一三九、八二八	三三・四四

地方別病床數

道府縣別	病床數		人口一萬人に付
	傳染病々院、隔離病舎及隔離所	其の他一般診療ニ使用セラル、モノ	
北海道	二、三二四	八、一三四	二九・九一
青森	一、六六八	一、六六八	二一・四六
計	三、九九二	九、八〇二	三〇・九一

道府縣別	病	床	計	人口	一萬人	付
岩手	一〇〇	一、五三三	一、六三三	一〇二	一五・七一	一六・七三
宮城	一、八九〇	三、六五一	五、五四一	一五・九八	三〇・八七	四六・八五
秋田	七八〇	一、四三六	二、二一六	七・六〇	一三・九八	二一・五八
山形	一、五八四	一、七一六	三、三〇〇	一五・六七	一六・九八	三二・六五
福島	一、四三五	二、六七二	四、一〇七	九・二四	一七・二一	二六・四五
茨城	二六三	五、五六九	五、八三二	一・七〇	三五・九三	三七・六三
栃木	九八二	一、二九三	二、二七五	八・三四	一一・〇〇	一九・三四
群馬	二、九〇一	一、四二三	四、三二四	二二・九六	一一・七六	三五・七二
埼玉	二、〇五四	一、八七四	三、九二八	一四・〇八	一一・二四	二六・九二
千葉	九二〇	三、一五八	四、〇七八	六・一九	二一・二四	二七・四三
東京	三、四八〇	二一、四八一	二四、九六一	六・五九	四〇・七〇	四七・二九
神奈川	二、〇二一	五、二五一	七、二七二	一一・四二	二九・六六	四一・〇八
新潟	五、一九〇	四六〇	五、六五〇	二五・〇五	二二・二三	二七・二八
富山	一、一〇九	一、七六九	二、八七八	一一・九七	二〇・六八	三三・六五
石川	一、七三五	二、五〇九	四、二四四	一三・七二	三一・七八	五三・七五
福井	八四八	八三〇	一、六七八	二・一九	一三・四三	二七・一五
山梨	一五二	三・八三	五・三五	一九・四三	一一・二〇	三〇・六三
長野	三、三三七	一、九二二	五、二五九	一三・三四	一一・六四	二六・九八
岐阜	一、六八五	一、七二四	三、四〇九	一〇・六〇	二〇・七〇	三一・三〇
静岡	一、九〇五	三、七二二	五、六二七	一〇・六〇	二〇・七〇	三一・三〇

道府縣別	病	床	計	人口	一萬人	付
愛知	一、七七八	六、一四三	七、九二一	六・一六	二一・二八	二七・四四
三重	九二六	二、〇一〇	二、九三六	八・〇三	三一・二四	三九・二七
滋賀	二、六一九	二、八一八	五、四三七	一五・九七	一七・一九	三三・一六
京都	三、〇四七	一〇、八七一	一三、九一八	七・九六	二八・三八	三六・三四
大阪	四、九五〇	四、八三五	九、七八五	一七・九四	一七・五二	三五・四六
兵庫	八七五	五・六四	一、四三九	一四・一二	九・一〇	二三・二二
奈良	三九	一、二五六	一、二九五	四・七	一五・一一	一五・五九
和歌山	一、二三五	五・一五	一、七五〇	二五・二四	一〇・五三	三五・七七
鳥取	三、五一七	二、三五八	六、七一七	二七・三九	三一・六〇	三二・三〇
島根	三、〇八六	三、二〇〇	六、二八六	一七・七六	一六・〇一	三三・七七
岡山	二、六三七	二、七八三	五、八六九	二二・二二	一五・四四	三八・六六
広島	一、六九七	一、〇三三	二、七三〇	二二・一五	一三・四八	三五・六三
徳島	二、〇〇二	六・四一	二、六四三	三三・〇四	一〇・五八	四三・六二
香川	七五三	一、七五〇	二、五〇三	六・五九	一五・三三	二一・九二
愛媛	一、一七一	二、四七四	三、六四五	一六・一三	三四・〇八	五〇・二一
高知	四、二〇三	九、八一	一四、〇一四	一五・九一	三七・一四	五三・〇五
福岡	七四八	六・七二	一、四二〇	一〇・九二	九・八〇	二〇・七二
佐賀	一、三三〇	二、七八八	四、一一八	一〇・〇八	二一・一四	三一・二二
長門	四、三八八	三、六六四	八、〇五二	三〇・五〇	二五・四七	五五・九七
熊本	一、四四〇	一、六九六	三、一三六	一三・四七	一五・八六	二九・三三
宮崎	六九五	一、三〇六	二、〇〇一	八・三五	一五・七〇	二四・〇五